解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月九日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月七日

三重県松阪市嬉野森本町一一五三番地
清算法人嬉野中郷土地改良区
代表清算人　中川　朝哉

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十月七日

高知県土佐清水市天神町一一番二号
財団法人土佐清水市開発公社
代表清算人　吉村　博文

公益信託武内節子高齢者在宅福祉基金第十五期決算公告

一、事業概要

ホームヘルパーの活動支援のための車輌購入助成金として、社会福祉法人唐津市社会福祉協議会に八〇〇、〇〇〇円、社会福祉法人長生会に八〇〇、〇〇〇円を給付した。

二、財産目録（平成二十二年三月末現在）

資産合計　四、〇三二、五六二円
負債合計　〇円
正味信託財産　四、〇三二、五六二円

平成二十二年十月七日

佐賀県佐賀市唐人二丁目七番二〇号
公益信託武内節子高齢者在宅福祉基金
受託者　株式会社佐賀銀行

配当公告

千葉県習志野市谷津四丁目四番一八号
破産者　株式会社バリューズ

右の者に対する千葉地方裁判所平成二十一年（フ）第一〇三五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金三、〇七二、二〇八円
一般債権　金二六〇、七〇五、三七九円

一、配当することのできる金額

優先債権　金三、〇七二、二〇八円
一般債権　金一三、五一三、六四三円

平成二十二年十月七日

千葉市中央区本千葉町二番一三号　福井ビル六階　破産管財人　弁護士　藤代　浩則

配当公告

富山県射水市太閤山六丁目一三三番地一
破産者　寺本東志子

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十一年（フ）第二四九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五二、一二〇、五四一円

一、配当することのできる金額

金一〇、五一四、七〇一円

平成二十二年十月七日

富山県富山市新桜町二番二六号新和ビル五階　和醍法律事務所
破産管財人　藤井　輝明

配当公告

愛知県名古屋市緑区滝ノ水四丁目三一五番地
破産者　医療法人緑生会

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第三七二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二九八、一九三、一〇三円

一、配当することのできる金額

金二七、九五〇、一八一円

平成二十二年十月七日

名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内七B
破産管財人　橋本　修三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市吹張町一八〇番地一、最後の住所岩手県花巻市高田八番三九号
被相続人　亡　佐々木啓介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月七日

岩手県花巻市花城町一二番六号
相続財産管理人　司法書士　小山田泰彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県常総市鴻野山九〇〇番地一〇、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　石塚　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月七日

茨城県古河市東本町二丁目三番六号
相続財産管理人　佐谷　道浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市安塚区菅沼一一三八番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区大成町一丁目四四一番地　被相続人　亡　佐藤　花子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月七日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―四
ニチモビル五〇一
相続財産管理人　堀　將三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市浦和区領家七丁目二九番、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字岩槻六六九一番地　被相続人　亡　秋山　忠之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月七日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―四
ニチモビル五〇一
相続財産管理人　岡村　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡松尾町武野里二一四番地、最後の住所千葉県君津市泉五三八番地一六
被相続人　亡　伊藤　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月七日

千葉県袖ケ浦市神納七九九番地九
相続財産管理人　多田　良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市芝山一丁目三九番地四、最後の住所千葉県柏市松葉町四丁目一番地三二棟五〇四号　被相続人　亡　末貞　俊策

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月七日

事務所千葉県船橋市本町三丁目三番六号矢村ビル二階　さざんか法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　徹

第36期決算公告

平成22年10月7日　東京都府中市宮西町一丁目5番地1
株式会社東京イオニック
代表取締役　平石　義明

貸借対照表の要旨
（平成22年4月30日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,517	流動負債	2,603
固定資産	4,232	固定負債	1,422
繰延資産	4	株主資本	1,728
		資本金	20
		資本剰余金	1,432
		資本準備金	1,432
		利益剰余金	275
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	275
		（うち当期純利益）	(0)
合計	5,754	合計	5,754